

大個審答申第 182 号

令和 5 年 12 月 26 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市個人情報保護審議会

会長 金井 美智子

### 答申書

大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）附則第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前の大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「旧条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和 3 年 3 月 15 日付け大建第 e-4297 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

#### 第 1 審議会の結論

実施機関が令和 3 年 2 月 1 日付け大建第 e-3289 号により行った不存在による非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

#### 第 2 審査請求に至る経過

##### 1 開示請求

審査請求人は、令和 3 年 1 月 18 日、旧条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「私（平成 24 年 3 月末退職）の建設局以降在職した課の、課長と課長代理（係員の場合は、直属の係長を含む）の氏名が確認できる文書」の開示を求める旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

##### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を保有していない理由を次のとおり付して、旧条例第 23 条第 2 項に基づき本件決定を行った。

#### 記

建設局在職時（平成元年度から平成 2 年度）の課の課長と課長代理（係員の場合は、直属の係長を含む）の氏名が確認できる文書については、当該公文書に該当する事務分担当は存在したが、保存年限（1 年）が経過したために廃棄しており、実際に存在しないため。

### 3 審査請求

審査請求人は、令和3年2月15日、本件決定を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

人事記録調書を含む請求文書の開示決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

不存在理由に「事務分担表は存在したが保存年限（1年）が経過したために廃棄」とのみある。請求文書は事務分担表に限定していない。また総務局の担当係長にも、その旨及び人事記録調書が中心であることを説明している。

### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本人上司の氏名が確認できる情報（以下「本件請求情報」という。）が記載された公文書について

審査請求人が建設局に在籍していたのは平成元年度及び平成2年度であり、審査請求人の上司の氏名が確認できる文書として、審査請求人本人が起案した決裁文書及び建設局において毎年作成している事務分担表（課内職員の氏名、役職、業務分担等を記載）を探索したが、決裁文書については現存する文書で該当する文書が確認できず、事務分担表については人事異動に伴い毎年更新しており「事務及び事業に関する軽易なもの」として保存期間1年に該当する文書であることから、平成元年度及び平成2年度の事務分担表は保存期間が経過しているため廃棄していたものである。

#### 2 人事記録調書について

審査請求人が、本件審査請求において、本件請求の趣旨は人事記録調書を中心に開示を求めるものである旨主張しているため、人事記録調書について言及する。人事記録調書とは、職員の氏名、住所、生年月日、異動、処分歴等が個人ごとに記載されている調書であるが、職員本人の情報を記載している調書であり、職員が在籍していた各所属部署の上司及び部下職員の氏名の記載はないものであり、人事記録調書で審査請求人の上司を確認することはできない。

なお、職員の異動に伴い人事記録調書も当該職員の異動先所属で管理するため、職員が退職した際には退職時に在籍していた所属にて保管されるものである。審査請求人

は、平成元年度及び平成2年度に建設局に在籍していたが、退職時は生野区役所に在籍していたため、そもそも審査請求人の人事記録は建設局において保有していないことを申し添える。

## 第5 審議会の判断

### 1 基本的な考え方

旧条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、旧条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

### 2 争点

審査請求人は、本件請求情報が存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は、本件請求情報は存在しないとして争っている。

したがって、本件審査請求の争点は、本件請求情報の存否である。

### 3 本件請求情報の存否について

本件請求は約30年前に審査請求人が所属していた課の課長、課長代理及び係長の氏名が確認できる情報の開示を求めるものであることから、本件請求情報が記載された公文書として当時の職員名簿、決裁文書等の公文書及び事務分担表などの資料が該当すると考えられる。

#### (1) 職員録（職員名簿）について

ア 実施機関の職員の氏名がわかる公文書として職員名簿や職員録などの資料が存在しないか確認したところ、総務局によれば、平成元年度及び2年度の「職員名簿」は総務局人事課（当時）で発行された刊行物であるが、現在、実施機関は公文書として保有していないとのことであった。しかし発行の際には「行政刊行物」として大阪市公文書館へ送付・保管されているものであり、現在も公文書館に存在することが確認できた。

イ 行政刊行物とは、各区の広報誌など大阪市が発行する刊行物をいい、公文書館で収集・管理されており、「行政刊行物等申請書」に必要事項を記入し、窓口で提出する方法で申請すれば、閲覧室で閲覧し、複写することができる。

ウ 旧条例第71条柱書は「この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。」と規定し、同条第3号において、「図書館その他図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施

設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報」を規定している。そして、「個人情報保護条例解釈・運用の手引」162頁において、「第3号は、図書館等の施設において、閲覧、貸出し等一般の利用に供するために管理している図書等に記録されている著者名等の個人情報については、これらの図書等に関し、当該施設の目的に応じた管理方法や閲覧、貸出し等の利用の手続が定められていることから、この条例を適用しないこととしたものである。なお、公文書館に収蔵されている公文書等（ただし、公文書館行政刊行物等管理要綱第2条第4号に規定する行政刊行物をいい、大阪市公文書管理条例第2条第6項に規定する特定歴史公文書等を除く。）に記録されている保有個人情報については、大阪市公文書館条例第4条の規定により、利用の手続が定められていることから、この条例を適用しない。」としている。

エ 上記イのとおり、平成元年度及び2年度の職員名簿は、行政刊行物であり、公文書館に収蔵されていることから旧条例の規定は適用されず、本件請求の対象とならない。

オ なお、当時の職員名簿を公文書館で閲覧・謄写できることは審査請求人も知っている。

## (2) 平成元年度及び2年度の決裁文書等の公文書及び事務分担表について

実施機関に確認したところ、建設局総務部職員課及び経理課（審査請求人の当時の所属部署が管理部庶務課計理係のため）保存の平成元年度及び2年度の決裁文書等を含む公文書には、審査請求人の当時の上司の氏名のわかる公文書は存在しないとのことであった。

また、事務分担表の廃棄について確認したところ、当時の詳細な経緯は不明であるが、平成元年度及び2年度の建設局事務分担表は「庶務関係雑書」という簿冊に編綴されていたと考えられ、当該簿冊は1年保存のため、平成3年度及び平成4年度に廃棄しているとのことであった。

本件請求内容が約30年前に審査請求人と同じ課に在籍した管理職の情報を求めるものであることから、実施機関の上記説明には合理性があり、これを覆すに足る事実を見出すことはできない。

## (3) 人事記録調書について

審査請求人は「請求文書は事務分担表に限定していない。…人事記録調書が中心である」と主張している。

当審議会で人事記録調書に記載されるべき内容を確認したところ、人事記録調書には当該職員本人の氏名、住所、生年月日、異動、処分歴等に関する情報が記載されているものの、当該職員の上司又は部下職員等の役職及び氏名の記載はない。

そうすると、審査請求人のものであれ、請求対象である元上司のものであれ、人事記録調書を見ても審査請求人の求める情報は得られるものではないことになる。

したがって、審査請求人との関係が確認できない公文書である「人事記録調書」は、本件請求情報が記載された公文書に該当しない。

(4) 本件請求情報が記載された公文書の存否について

上記(1)から(3)までのとおりであり、そのほかに特定すべき情報が記載された公文書が存在する可能性も見いだせない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井 美智子、委員 岡澤 成彦、委員 塚田 哲之、委員 野田 崇

(参考) 答申に至る経過

令和2年度諮問受理第186号

年 月 日	経 過
令和3年3月15日	諮問書の受理
令和3年5月28日	実施機関からの意見書の收受
令和5年3月13日	調査審議
令和5年4月28日	調査審議
令和5年5月26日	調査審議
令和5年12月26日	答申